

横手市資金管理会議要綱

(設置)

第1条 横手市の公金管理を適切に行うため、横手市資金管理会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、公金管理に関して次の事項を検討する。

- (1) 資金管理運用方針の策定と見直し
- (2) 各年度における資金の運用計画
- (3) 危機管理対応

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 会計管理者
- (3) 総務企画部長
- (4) 財務部長
- (5) 財政課長
- (6) 各基金所管課長
- (7) 各預託金所管課長
- (8) 病院事業企画経営課長
- (9) 上下水道事業経営管理課長
- (10) 前各号に掲げるもののほか必要と認める職員

(座長)

第4条 会議に座長を置き、会計管理者がこれを務める。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、会計課におく。

附 則

この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。